

告 示

埼玉県告示第二百二十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年三月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら錦町店

埼玉県蕨市錦町土地区画整理事業施工区域内百四 二街区 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

・ 今後、敷地南西側の都市計画道路（市道一二 六六）の交通量が増加した場合においても、駐車場への出入りについての安全性を継続して確保してください。

二 縦覧期間

平成二十五年三月一日から平成二十五年四月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター